平成２２年（フ）第２３９８号
大阪市西区九条南２－９－１―512号、住民票上の住所岡山県津山市小田中1418番地５
債務者　藤原　智子
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４１８号
大阪市住吉区山之内３丁目13番11号　カワデンマンション201号、住民票上の住所和歌山県西牟婁郡上富田町南紀の台43番31号
債務者　山本　貴矢
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４３０号
大阪市都島区中野町２丁目６番16号マンションなごみ303号、旧住所大阪市北区長柄中２丁目６番２号
債務者　小林　由梨
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２５０２号
大阪府門真市新橋町15番２号
債務者　日和佐茂雄
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３７号
福岡県大牟田市山上町３番地　エスポワール山上弐番館204号
債務者　古川　純子
1　決定年月日時　平成22年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第３８号
福岡県大牟田市汐屋町71番地19
債務者　島津アキ子
1　決定年月日時　平成22年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第１５号
福岡県行橋市大字草野37番地　塚田団地２―245号木本方
債務者　西野　幸子
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第１８号
福岡県行橋市大字道場寺1439番地248　迫田団地１―31号
債務者　河本　　巌
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第２３号
福岡県京都郡苅田町新津３丁目１番地11レオパレスサンベールⅡ104号
債務者　中村　貴広
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第２５号
福岡県築上郡上毛町大字安雲69番地
債務者　小出石昭博
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第２９号
福岡県豊前市大字三毛門695番地１　県営住宅三毛門２棟301号
債務者　濱口　秀治
1　決定年月日時　平成22年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第１３３号
千葉県流山市江戸川台西１丁目12番地の２リーフコートＢ―201
債務者　望月　信平
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２１３号
千葉県流山市松ケ丘３丁目290番地の４ロイヤルアーク松ケ丘1101
債務者　大野　弘幸
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２２９号
千葉県松戸市西馬橋蔵元町122番地　イハラコーポ202号
債務者　小倉　国春
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２３０号
千葉県松戸市六実４丁目５番地の１石原ビル
債務者　林　　丈雄
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２３１号
千葉県松戸市六実４丁目５番地の１石原ビル
債務者　林　　稔子
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２３６号
千葉県柏市中新宿１丁目22番15号
債務者　石井　豊子
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部